



答 申 第 1 2 号  
平成9年7月29日

秋田県地方労働委員会  
会 長 伊 勢 正 克 様

秋田県公文書公開審査会  
会 長 伊 藤 彦 造

秋田県公文書公開条例第11条の規定に基づく諮問について（答申）

平成7年12月12日付け秋地労委-165で諮問のあった下記の事案について、  
別紙のとおり答申します。

記

地方労働委員会事務局の「平成6～7年度（平成7年9月までの分）の服務報告書」  
の非公開決定に対する異議申立て

（諮問第19号）

## 別 紙

### 諮問 第19号

## 答 申

### 第1 審査会の結論

秋田県地方労働委員会（以下「実施機関」という。）は、同委員会事務局の「平成6～7年度(平成7年9月までの分)の服務報告書」（以下「本件公文書」という。）については、次の部分を除き公開することが妥当である。

- 1 「休暇」欄
- 2 「職務免除」欄
- 3 「時間外勤務」（平成7年度にあっては「時間外勤務等」）、「休日勤務」及び「管理職員特別勤務」欄

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 公文書の公開請求

平成7年10月23日、異議申立人は、秋田県公文書公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、地方労働委員会事務局の「平成6～7年度の服務報告書」の公開を請求した。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求の対象公文書を本件公文書と特定し、当該公文書を条例第6条第1項第1号の規定により非公開とし、平成7年11月24日付けでその旨を異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成7年12月1日、この処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てをした。

### 第3 異議申立ての趣旨及び理由

（別紙1）記載のとおり。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨  
(別紙2)記載のとおり。

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書の内容

本件公文書は、秋田県地方労働委員会事務局処務規程（昭和30年秋田県訓令甲第12号）第9条において準用する秋田県職員服務規程（昭和42年秋田県訓令第12号）第23条の規定に基づき、所属長が職員の勤務状況を四半期毎に人事課長に報告するため作成された公文書である。

これは、所属する全職員の勤務状況が一覧できるものであり、個々の職員毎に四半期分の休暇及び職務免除の事由別取得日数、出張及び研修の日数、時間外勤務の割増率別時間数、休日勤務時間数及び管理職員特別勤務時間数等が記載されるものである。

2 条例第6条第1項第1号該当性について

本号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている公文書は公開しないことができると規定している。これは、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から、いわゆるプライバシーに関する情報は、非公開とすることができるとしたものであるが、プライバシーの概念は、その内容及び範囲が必ずしも明確でなく、主観的な要素が強いことから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報については、プライバシーに当たるものはもとより、プライバシーであることが不明確なものであっても、非公開とすることができるとしたものである。

また、本号は、公務員や公職にある者の個人に関する情報とその他の個人に関する情報とを区別しているものではないと解される。

(1) 「職名」及び「氏名」欄について

「職名・氏名」は、特定の個人が識別される情報であり、また、本号は、公務員や公職にある者の個人に関する情報とその他の個人に関する情報とを区別しているものではないと解されることから、本号本文に該当する。

一方、職員の「職名・氏名」は、職員録において公表されている。

所属する職員の「職名・氏名」を公表しているということが、必ずしも個々の公文書に記載された職員の「職名・氏名」をも公表しているということを意味するものではないが、服務報告書にあっては、秋田県職員服務規程でその様式が定められており、所属する全職員の「職名・氏名」が一覧できるような形で記載されることが明らかである。

職員録で所属する職員の「職名・氏名」が公表されていることと、本件公文書に所属する全職員の「職名・氏名」が記載されることを合わせ考えれば、本件公文書における「職名・氏名」は、「情報公開事務の手引」において、本号ただし書（二）の「実施機関が公表することを目的として作成したもの」に該当する情報の例として掲げられている「県が、従来から慣行上公表しており、かつ、今後公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないことが確実である情報」に準じるものと解して差し支えない。したがって、本件公文書に記載されている職員の「職名・氏名」は、本号ただし書（二）に該当する。

（２） 「休暇」及び「職務免除」欄について

当該欄には、年次、療養等の休暇の日数や人間ドック等の職務免除日数が事由別に記載されるものである。これらは、職員個人の休暇や職務免除に関する情報であり、「職名・氏名」と合わせて公開すれば、特定の個人に関する情報が明らかになる。また、これらを実施機関がこれまで公表してきた事実も認められない。したがって、「休暇」及び「職務免除」欄は本号に該当する。

（３） 「その他」欄について

当該欄には、出張、研修及びその他の日数等が記載されるものであり、これらの情報のうち「出張」及び「研修」の日数は、職員の旅行命令簿を四半期毎に積み上げたものであり、旅行命令簿が公開されていることからすれば、「出張」及び「研修」の日数は本号ただし書（二）に該当するものと解して差し支えない。

一方、「その他」の「事由」及び「日数」欄については、そこに記載される内容が多種多様であることから、その記載のある部分について、公開の可否を個別に判断すべきものであるが、本件公文書においては記載がないため非公開とする部分は存在しない。

（４） 「時間外勤務」、「休日勤務」及び「管理職員特別勤務」欄について

「時間外勤務」、「休日勤務」及び「管理職員特別勤務」の時間数は、「時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当命令簿」又は「月例報告書」において公開する取扱いとされていることが認められる。

しかし、その場合にあっては「職名・氏名」は公開されていない。したがって、「職名・氏名」を公開することとする以上、特定の者の時間外勤務の時間数等という個人に関する情報が明らかになることを避けるためには、本件公文書においては、これらの欄は非公開とせざるを得ない。

なお、本審査会の委員の中には、県政の透明性を高めるためにも、当該欄につ

いても公開するべきであるとの意見があったことを付記する。

(5) 「備考」欄について

当該欄には、個々の職員について、上記(1)から(4)までに掲げる欄の内容を補足する情報が記載されるものであり、そこに記載される内容が多種多様であることから、その記載のある部分について、公開の可否を個別に判断すべきものである。

本件公文書には転出・入の月日等が記載されているが、これらの情報は公表されている他の情報により容易に確認できるものであり、本号ただし書(二)に該当する。

(6) 各項目の「合計」欄について

これらは集計された情報であり、特定の個人に関する情報とは認められない。したがって、本号に該当しない。

- 3 以上から、「休暇」、「職務免除」、「時間外勤務」、「休日勤務」及び「管理職員特別勤務」の各欄を除き公開すべきものと判断した。

第6 審査の処理経過

(別紙3)記載のとおり。

(別紙1)

## 異議申立ての趣旨及び理由

1 本件異議申立ての趣旨は、本件公文書について平成7年11月24日付けで地方労働委員会がなした非公開決定の取消しを求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立て書で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

(1) 非公開の理由は、「個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るため」とされている。

「服務報告書」とは、人事課が人事考査等の職員の人事管理のために各課から報告を求めるもので、その内容は、県職員ごとの勤務状況（休暇、職務免除、出張、研修、時間外勤務等）を日数等で数字で表したものであるから、上記非公開理由は、「県職員の勤務に関する情報で、個々の県職員の勤務状況が識別され、又は識別され得るため」と言うことになる。

ところで、公文書公開条例（以下「条例」という。）第1条は、「県民の県政への理解と信頼を深めるとともに、公正な行政運営の確保と県民参加による県民参加による県政の一層の推進を図り、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与すること」を目的に、「県民の公文書の公開を求める権利を明らか」にしている。

異議申立人はこうした条例の基本の趣旨に立って、県職員の勤務状況に関する情報の公開を求めた。

上記情報によって仮に特定の県職員の勤務状況に不信や不満を抱き、県政を批判することになったとしても、それは条例が目的にする「公正な行政運営の確保」や「県民参加による県政の一層の推進」、更には「地方自治の本旨に即した県政の一層の発展」に寄与するというのが、民主主義を基底にする条例の精神である。

実質的に考えても、上記文書が人事考査資料の一つであることからすれば、納税者である県民は、県職員の仕事ぶりを知って、給与その他が適正に支払われているかどうかを判断することができ、そのことを通して、県政に対する正しい意見を持つことも可能になる。

このことからすれば、本件非公開処分は、条例の基本精神に反していることはあまりに明らかである。

(2) 県自らが作成した本県条例運用の手引き（情報公開事務の手引き）は、条例が保護する個人情報とは具体的には、個人の「内心」、「心身」、「家庭等」、「経歴、社会的活動等」、「財産状況」に各関する情報としている。上記サービス報告書で上記に該当する可能性のあるのは、「休暇」の中にあるかも知れない「病欠」くらいである。しかも、県職員個人情報に関しては、一般人より保護の必要性は少ないから、「病欠〇〇日」程度の情報は何ら非公開にする理由にあたらぬ。

もし、上記が非公開なら、どうして食糧費等で相手先だけ非公開にし、県職員は公開しているのか。上記非公開を一貫させようとするならば、やがて県はあらゆる文書を非公開にしなければならなくなるであろう。なぜなら、公文書を公開することと、その文書にある起案者・決裁者、支出者、出納者、旅行者その他無数の特定の県職員が特定・識別されることとは相入れない矛盾だからである。

上記公文書を公開すれば、旅費や超過勤務手当等の支出に関する公文書と矛盾し、公金の不正支出が露見するおそれがあることから非公開としたに他ならない。

以上

(別紙2)

## 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

### 1 服務報告書について

(1) 服務報告書は、秋田県地方労働委員会事務局処務規程（昭和30年秋田県訓令甲第12号）第9条において準用する秋田県職員服務規程（昭和42年秋田県訓令第12号）第23条の規定に基づいて、各所属長が職員の勤務状況を四半期毎に人事課長へ報告する際に用いられる文書である。

同報告書は、各所属毎に全職員の勤務状況を一覧できるものであり、それには、個々の職員毎に、休暇の事由別取得日数、職務免除の事由別取得日数、出張の日数、研修の日数、時間外勤務の割増率別時間数、休日勤務の時間数等について、四半期分（1月～3月、4月～7月、8月～9月、10月～12月）を集計したものが記載されている。

(2) 服務報告書を非公開とした理由は、同報告書に記載された情報が正に個人に関する情報であり、特定の個人が識別されるため、条例第6条第1項第1号の規定に該当することによるものである。

(3) ちなみに、条例第6条第1項第1号の規定は、何がプライバシーであるか、プライバシーに該当するか否か、又は公務上のものであるかを問う以前の個人に関する情報について規定したものであり、個人に関する情報で特定の個人が識別され得るものについては、原則として非公開とすることを定めたものである。

なお、例外として、同条同項同号ただし書（一）、（二）及び（三）に掲げる個人に関する情報については、公開することとしているが、服務報告書はそのいずれにも該当しないものである。

### 2 その他

(1) 異議申立人は、異議申立ての理由において、「県職員個人情報」に関しては、一般人より保護の必要性は少ないから、………」と主張している。

しかし、本県の情報公開制度は、条例の制定、施行によって初めて創設されたものであり、その運用は、条例の規定に依拠すべきところ、条例第6条第1項第1号は、「個人に関する情報」から県職員の個人に関する情報を除外しておらず、同条同項同号の規定は、県職員であることを理由として特別に取り扱うものでは



ないことは明確である。

この点、異議申立人の主張は、当該規定を無視するものであり、失当である。

- (2) さらに、異議申立人は、異議申立ての理由において、「上記非公開を一貫させようとするならば、やがて県はあらゆる文書を非公開としなければならないであろう。なぜなら、公文書を公開することと、その文書にある起案者・決裁者、支出者、出納者、旅行者、その他の無数の特定県職員が特定識別されることとは相入れない矛盾だからである。」と主張している。

しかし、「個人に関する情報」は、該当する公文書に特定の氏名等が記されているか否かという画一的な基準によって判断されるものではなく、当該公文書に記録された情報の内容が個人に関するものであるか否かを具体的に検討することによって判断されるものである。

服務報告書は、記録された情報の内容を検討した結果、個人に関する情報と判断されたものである。この点、異議申立人の主張は、条例の規定を理解しないものであり、失当である。

以 上

(別紙3)

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成7年12月12日	・ 諮問（諮問第19号）
平成7年12月19日	・ 実施機関から非公開理由説明書の受理
平成9年 2月25日 （第38回審査会）	・ 実施機関から非公開理由の聴取
平成9年 4月11日 （第39回審査会）	・ 審議
平成9年 4月22日 （第40回審査会）	・ 審議
平成9年 5月14日 （第41回審査会）	・ 審議
平成9年 5月28日 （第42回審査会）	・ 審議
平成9年 6月26日 （第43回審査会）	・ 審議
平成9年 7月16日 （第44回審査会）	・ 審議

秋田県公文書公開審査会委員名簿（五十音順）

区 分	氏 名	職 名
会 長	伊 藤 彦 造	弁 護 士
	西 台 満	秋田大学教育学部助教授
	平 川 信 夫	弁 護 士
会長代理	藤 川 浄 之	秋田魁新報社専務取締役
	古 田 重 明	秋田経済法科大学法学部教授

（平成9年7月29日現在）